

# 坂下小学校PTA規約

## 第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は坂下小学校PTA（以下PTAという。）という。

(目 的)

第2条 PTAは家庭と学校、社会の緊密な協力によって児童の教育的環境を整え、豊かな学校生活を送ることができるよう努力するとともに、会員相互の教養を高め、よりよい民主教育の確立を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 PTAは教育的民主団体であり、非政党、非宗派、非営利団体として第2条の目的達成のために次に掲げる活動を行うものとする。但し、この活動は直接学校管理について干渉するものではない。

- 1, 常任委員会活動
- 2, 学年委員会活動
- 3, 地域活動
- 4, その他、目的達成のため必要な活動

(事務局の所在地)

第4条 PTAの事務局は坂下小学校内におく。

(会 員)

- 第5条 1, PTAの会員は児童の保護者並びに学校職員とする。又教育に関心を持ち加入を希望する人で企画委員会が加入を認めた人。
- 2, 本会への加入は任意である。

(公告の方法)

第6条 PTAの公告は、PTA会報に掲載しておこなう。

## 第二章 総 会

(総会の召集)

- 第7条 1, 会長は毎年1回、通常総会を開かなければならない。
- 2, 会長は、次の場合には臨時総会を召集しなければならない。
- (1) 企画委員会が必要と認めた場合
  - (2) 会員の5分の1以上の同意を得て会議の目的による事項及び召集の理由を記載した書面を役員に提出し総会の召集を請求した場合。

(議決権)

- 第8条 1, 会員は各々1個の議決権を有する。
- 2, 会員は総会における議決事項について委任状をもって議決権を行うことができる。
- 3, 前項の規定により議決権を行うものは出席とみなす。

(定足数)

第9条 総会は会員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

(総会の議決事項)

第10条 次に掲げる事項は総会の議決を得なければならない。但し、総会において議決することを適当と認めた事項はこの限りでない。

- 1, 規約の設定、変更
- 2, 役員承認
- 3, 事業計画の設定、変更、収支予算及び決算承認
- 4, 会費の決定及び徴収方法、時期
- 5, その他、PTAの目的達成に必要な事項

(議長)

第11条 総会の議長は、出席した会員のうちから会長が選任する。

(議決)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数でこれを決定する。

(議事録の作成)

第13条 総会において、会議の議事録を作成し、これに議長及び議長の指名した出席者2名がこれに署名捺印するものとする。

### 第三章 役員

(役員定数)

第14条 PTAの役員定数は、次のとおりとする。

- 1, 本部役員
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名 (父1名、母1名)
  - (3) 書記 1名 (教員)
  - (4) 会計 2名 (1名は教員)
- 2, 会計監査 2名

(役員選任)

第15条 1, 役員は現5年生保護者より紙上投票で選任する。  
2, 教員より選任する書記及び会計は、教員の互選によるものとする。  
3, 役員選任は1回限りとする。但し、立候補、会計監査及び教員による書記・会計はこの限りではない。  
4, この規約に定めるもののほか、役員選任に関して必要な事項は役員選任規程で定める。

(役員任務)

第16条 1, 会長はPTAを代表し、PTAの決定に従って業務を処理する。  
2, 副会長は、会長を補佐し、会長が欠員の時はその職務を行う。  
3, 書記はPTAの庶務一般を行う。  
4, 会計はPTAの会計事務を行う。  
5, 会計監査はPTAの会計を監査し、その結果を総会に報告し、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第17条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

### 第四章 会計

(経 費)

第 18 条 P T A の経費は会費、事業収入及び寄付金をもってあてる。

(特別会計)

第 19 条 P T A は特定の目的をもった事業を行うため、特別会計を設けることができる。

## 第 五 章 委 員 会

(委員会)

第 20 条 P T A の業務の運営を公正かつ適切にするため規約の定めるところにより委員会を置くことができる。

- 1, 企画委員会
- 2, 実行委員会
- 3, 常任委員会
  - (1) 家庭教育委員会
  - (2) 広報委員会
  - (3) 厚生委員会
- 4, 学年委員会
- 5, 地区委員会
- 6, 特別委員会

(委員会の任務及び構成)

第 21 条 委員会の任務及び委員の構成は、次のとおりとする。

- 1, 企画委員会

本会目的達成のため各種事業計画の立案。

委 員	本部役員	6 名
	常任委員長	3 名
	学年委員長	6 名
	校長	1 名

- 2, 実行委員会

企画委員会で立案した事業計画審議、執行、総会提出の事業計画並びに予算等の審議、その他必要業務の処理を行う。

委 員	本部役員	6 名
	常任委員長	3 名
	学年委員長	6 名
	地区委員代表	10 名
	校長	1 名

- 3, 常任委員会

- (1) 家庭教育委員会

会員の教養を高め家庭教育を充実するための研修事業の企画、運営。  
委員 学年委員より選任する。但し、役員も参加することができる。

- (2) 広報委員会

会員の交流を深め、教育への関心を高める広報事業の企画、運営。  
委員 学年委員より選任する。

- (3) 厚生委員会

会員の親睦、児童の健康安全に関する事業の企画、運営。

委員 学年委員より選任する。

4, 学年委員会

学年PTA活動の推進、学校教育の理解を深める。

5, 地区委員会

地区活動の理解を深め、その推進に当たる。児童の校外生活の指導に当たる。実行委員会に参画し、その任務に当たる。

委員 各自治会より選任する。

地区委員のうち、実行委員となる各地区代表委員は会長が選任するものとする。

6, 特別委員会

実行委員会が必要と認めた時、設けることができる。

委員 委員は実行委員会でこれを選任する。

(委員会代表の選任)

第22条 1, 各委員会を代表する委員長及びこれを補佐する副委員長を選任するものとする。

2, 企画委員会及び実行委員会の代表は、PTA会長がその職に当たる。

(委員会会議)

第23条 委員会の会議は、次のとおりとする。

1, 委員会開催召集は、委員長が行う。

2, 定足数は、特に定めない。

3, 委員会記録を作成し、委員長、出席委員1名が署名するものとする。

## 第六章 個人情報

(個人情報)

第24条 1, PTAでは、行事や活動で必要に応じて名簿を作成する。その際学校が管理している個人情報を、その保護者の同意が得られている家庭のみ、学校から提供を受けPTA活動にのみ使用する

第24条 2, 提供された個人情報については、「坂下小学校PTA個人情報取扱規則」を定め、適正に管理する。

## 第七章 雑 則

(事業年度)

第25条 PTAの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(規 程)

第26条 本規約に定める業務の執行に必要な規程は企画委員会において立案し、実行委員会で定める。なお、これを改廃するときも同様とする。

(顧 問)

第27条 会の運営を円滑かつ活性化を図るため企画委員は解任後1年を限って顧問とし、企画委員会の運営に協力するものとする。

この規約は昭和56年5月17日より施行する。

この規約は昭和63年3月6日より施行する。

この規約は平成5年3月1日より施行する。

この規約は平成14年4月21日より施行する。

この規約は平成26年1月10日より施行する。

この規約は平成28年4月24日より施行する。

この規約は平成29年4月22日より施行する。

この規約は令和3年5月21日より施行する。